

特定調達品目及び判断の基準等（案）（公共工事変更箇所抜粋）

表 1

● 資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達 品目名	分類	品目名		品目ご との判 断の基 準
		（品目分類）	（品目名）	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表 2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		路盤材	再生骨材等	
			鉄鋼スラグ混入路盤材	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		塗料	下塗用塗料（重防食）	

			低揮発性有機溶剤型の路面標示 水性塗料	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロッ ク（焼成） 再生材料を用いた舗装用ブロッ ク類（プレキャスト無筋コンク リート製品）	
		土木用シート	再生材料を用いた防砂シート （吸出防止材）	
		園芸資材	バークたい肥 下水汚泥を使用した汚泥発酵肥 料（下水汚泥コンポスト）	
		道路照明	環境配慮型道路照明	
		タイル	陶磁器質タイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		製材等	製材 集成材 合板 単板積層材	
		フローリング	フローリング	
		再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	
		ビニル系床材	ビニル系床材	
		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	
		変圧器	変圧器	
		空調用機器	吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器 ガスエンジンヒートポンプ式空 気調和機	

		配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
			水洗式大便器	
	建設機械	-	排出ガス対策型建設機械	表3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表4
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（表層）	路上表層再生工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	目的物	舗装	排水性舗装	表5
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等																							
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	【判断の基準】 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。 再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。																							
		【配慮事項】 ○ 重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。																							
	別表	<table><tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr><tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="13">前処理方法によらず対象</td></tr><tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr><tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr><tr><td>非鉄スラグ</td></tr><tr><td>鋳物砂</td></tr><tr><td>陶磁器屑</td></tr><tr><td>石炭灰</td></tr><tr><td>建材廃材（汚泥を除く。）</td></tr><tr><td>廃ガラス</td></tr><tr><td>製紙スラッジ</td></tr><tr><td>アルミスラッジ</td></tr><tr><td>磨き砂汚泥</td></tr><tr><td>石材屑</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>熔融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td></tr><tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr><tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr></table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材（ 汚泥を除く。 ）	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																								
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																								
無機珪砂（キラ）																									
鉄鋼スラグ																									
非鉄スラグ																									
鋳物砂																									
陶磁器屑																									
石炭灰																									
建材廃材（ 汚泥を除く。 ）																									
廃ガラス																									
製紙スラッジ																									
アルミスラッジ																									
磨き砂汚泥																									
石材屑																									
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																								
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化																								
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																								
湖沼等の汚泥																									
主木用シート	再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）	【判断の基準】 ○ 再生材料を用いた防砂シート、吸出防止材のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原料として再生されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で50%以上使用されていること。																							

タイル

陶磁器質
タイル

【判断の基準】

原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。
再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。
ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。

【配慮事項】

○ 重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。

別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象
無機珪砂（キラ）	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
廃プラスチック	
建材廃材（ 汚泥を除く。 ）	
廃ゴム	
廃ガラス	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
上水道汚泥	
湖沼等の汚泥	前処理方法によらず対象

フローリング	フローリング	【判断の基準】 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の再生資源を混合していること、かつ、それ以外の原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であること。 以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は、小径木以外の木材にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であること。居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
--------	--------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。

2 判断の基準の は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

変圧器	変圧器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。
-----	-----	--

備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

絶縁材料としてガスを使用するもの

H種絶縁材料を使用するもの

スコット結線変圧器

3以上の巻線を有するもの

柱上変圧器

単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの

三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの

樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
 定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの

風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種別	相 数	定格周波数	定 格 容 量	
油入変圧器	単 相	50 H z		$E = 15.3S^{0.696}$
		60 H z		$E = 14.4S^{0.698}$
	三 相	50 H z	500kVA 以下	$E = 23.8S^{0.653}$
			500kVA 超	$E = 9.84S^{0.842}$
		60 H z	500kVA 以下	$E = 22.6S^{0.651}$
			500kVA 超	$E = 18.6S^{0.745}$
モールド変圧器	単 相	50 H z		$E = 22.9S^{0.647}$
		60 H z		$E = 23.4S^{0.643}$
	三 相	50 H z	500kVA 以下	$E = 33.6S^{0.626}$
			500kVA 超	$E = 24.0S^{0.727}$
		60 H z	500kVA 以下	$E = 32.0S^{0.641}$
			500kVA 超	$E = 26.1S^{0.716}$

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。
 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。
 3 E 及び S は、次の数値を表すものとする。
 E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : W)
 S : 定格容量 (単位 : kVA)
 4 表の規定は、~~日本工業規格 C 4304 及び C 4306 並びに日本電機工業会規格 1474 及び 1475 1482 及び 1483~~ に規定する標準仕様状態で使用しないものの変圧器についても準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10 (モールド変圧器にあつては 1.05) を乗じた式として取り扱うものとする。
 5 エネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 438 号 (平成 14 年 12 月 27 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ○ 冷房の成績係数が 1.05 表に示された区分の数値以上であること。
-------	--------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 25kW 以上のものとする。
 2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、日本工業規格 B 8622 による。

表 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が 186kW 未満	1.10
冷凍能力が 186kW 以上	1.15

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 氷蓄熱槽を有していること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 冷房の成績係数が 2.45 別表 3 に示された区分の数値以上であること。
-------	----------	---

備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。

3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。

氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW・h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW・h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW・h)}}$$

氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合）を 85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。

5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表 1 温度条件

単位：

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	-
	定格冷房蓄熱	-	-	25	-

6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7 で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。

7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表 2 に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表 2 温度条件

単位：

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	-
	定格冷却蓄熱	25	-

8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表 2 に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。

- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した後、別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表 3 冷房の成績係数

区 分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

表 3 【建設機械】

品目名	判断の基準等																			
排出ガス対策型建設機械	【判断の基準】																			
	○ 搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表 1 に掲げる値以下のものであること。																			
	(別表 1)																			
	<table><tr><th>対象物質(単位) 出力区分</th><th>HC (g/kW・h)</th><th>NOx (g/kW・h)</th><th>CO (g/kW・h)</th><th>黒煙 (%)</th></tr><tr><td>7.5～15kW 未満</td><td>2.4</td><td>12.4</td><td>5.7</td><td>50</td></tr><tr><td>15～30kW 未満</td><td>1.9</td><td>10.5</td><td>5.7</td><td>50</td></tr><tr><td>30～272kW 以下</td><td>1.3</td><td>9.2</td><td>5.0</td><td>50</td></tr></table>	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50	15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50	30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0
対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)																
7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50																
15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50																
30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																

備考) 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年5月25日成立、平成18年4月1日施行)において、排出ガス成分及び黒煙の量等を規定した技術基準が定められており、同法に基づく使用規制が平成18年10月1日より始まっているので、同法で規制対象となる建設機械を使用する際は、法律に準拠した機械を使用すること。

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断の基準】 ○ 施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 再生処理土からの有害物質の溶出については、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 ○ 施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。
舗装（表層）	路上表層再生工法	【判断の基準】 ○ 既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置で表層を再生する工法であること。

~~備考）専用機械を利用した連続施工が可能である現場において使用するものとする。~~

舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断の基準】 ○ 既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生すること。
--------	----------	---

~~備考）舗装計画交通量1000（単位：1日につき台）未満の道路において使用するものとする。~~

備考）アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 ○ 施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材および建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。
--------	-----------------------	--